

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成21年10月22日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に提出した書類及び回答書（検査指導課）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成21年11月5日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「あなたが県に提出した書類及び回答書」とし、条例第20条第1項の規定により開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成21年11月13日（同年同月16日受理）、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成22年2月15日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を要約すると、次のとおりである。

- (1) 私から県に提出された書類及び回答書を特定していながら、いざ公開になると都合の悪い個人情報書類を職員が意図的に抜き取っていた。
- (2) 私が県に提出した書類を特定し、同じ内容で農山村整備課にも渡しながら、本来あきらかにあるべき書類〔回答書〕を含む書類が公開されないので、県に抜き取られ指摘すれば、それは農山村整備課にあると弁明する担当課。

- (3) 本来、土地改良法に基づき特別検査した書類及び請願、要望書、陳情書に添付された資料は、農山村整備課が原本持っているとしても、農山村整備課（阿南農林）が過去の検査回答書類及び検査指導した書類等を、検査指導課に引継ぎ共有している書類、資料を開示するのが常識である。あちらに有るとかこちらに無いとか、その結果、共有書類が双方から開示されない。
- (4) 土地改良法に基づき、組合員〇〇〇名の署名で特別検査を申し入れ、県が特別検査した本来あるべき検査回答書が無いのはおかしい。それらを特定して情報開示を申し入れたものである。
- (5) 監督官庁である県は、〇〇〇〇〇土地改良区組合員請願署名者家族〇〇〇〇名が一日でも早く土地改良区に対して厳正な処分をと願った、〇〇〇の直訴書類を隠蔽処分した。
- (6) 農山村整備課が作った一覧表があるはず。検査指導課と農山村整備課に同じ異議申立てを行い、添付書類として一覧表を両方に付けてくださいと言って、それで受付しているはずだ。同じ日に提出した書類がなぜ添付されていないのか。これが添付されていないのは、審査会事務局の隠蔽工作である。
- (7) 農山村整備課が、最初に20件あまり出してきたが、20件だけではないという中で、秘書課に情報開示請求し、担当課とメールをあわせて100件あまりとなった。これをもって一覧表の作り直しをしたが、それが抜けている。添付されていない40件のうち、20件余り抜いてるのではないかという問題が出た。その40件を彼らは持っている。
- (8) 双方確認したが、開示した個人情報4件以外に保有する情報が無いのであれば、私が連名で代表となっている分はどうなっているのか。
- (9) 本日一部提出した書類が、抜かれていた。その文書を検査指導課が持っていないのはおかしい。足らない文書は出させてもらう。検察庁に告発した資料であるから揃えてある。早急に出させていただく。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関である検査指導課から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、次のとおりである。

##### 1 本件請求に係る保有個人情報

検査指導課は、本件請求に係る保有個人情報を、①平成20年11月18日付け要望書、②平成20年12月12日付け要望書に対する回答について、③平成21年7月10日付け公開質問状に対する回答について、④平成21年7月17日付け公開質問書の4件の文書と特定した上で、本件対象個人情報の全部を開示した。

##### 2 本件決定について

###### (1) 本件決定の根拠条文

条例第16条に基づく、本件対象個人情報の全てを開示することとした個人情報

開示決定である。

なお、同条各号に規定する非開示情報の該当はないと判断した。

(2) 開示の実施

平成21年11月12日、個人情報窓口において、異議申立人に対し、本件対象個人情報の全てを閲覧に供した。

(3) 開示実施の妥当性

本件異議申立ての理由は、異議申立人が県に提出した書類及び回答書を特定していながら、開示の実施の際に都合の悪い個人情報書類を意図的に抜き取った旨の主張である。

検査指導課は、本件請求に係る保有個人情報を、①平成20年11月18日付け要望書、②平成20年12月12日付け要望書に対する回答について、③平成21年7月10日付け公開質問状に対する回答について、④平成21年7月17日付け公開質問書の4件の文書と特定した上、その全てを開示した。

まず、本件対象個人情報4件の開示については、それぞれ文頭から文末まで通番号または文章が通じており、落丁、一部抹消等の事実はない。

また、本件対象個人情報4件の特定について、平成22年1月5日、異議申立人から申立内容を聴取したところ、異議申立人が公開されていないと主張する17件について農山村整備課が保有していることが判明し、同日同課が異議申立人に対し、閲覧に供した。このため、農山村整備課職員同席のもと、本件対象個人情報4件以外に検査指導課が保有する情報がないことを異議申立人に確認している。

(4) 本件決定の経緯等

ア 本件請求に関しては、対象となる保有個人情報の特定のため、異議申立人に対して電話により口頭で確認を行ったところ、「これまで私が〇〇〇〇〇土地改良区の適正運営について県に提出してきた要望書等の書類及びその回答書」との回答があった。

イ また、今回開示した文書には、連名の文書を含んでおり、私が連名で代表となっている分はどうなっているのかといったような問いかけは、異議申立人の方からは無かった。

ウ 検査の要望が他にも寄せられることがあるが、その都度検査の実施を約束するようなことはしていない。無通告で検査実施することが前提となっているため、期日について回答はしておらず、要望として取り扱っている。

しかし、一般的には、要望が真に急を要するもの、次回検査において新たな視点を要するものがあると判断した場合には、1年以内に行われる検査に反映させるが、土地改良区に対する検査の場合にはその周期がおおよそ3年に一度くらいであるため、要望のあった団体が2年目、3年目というような実施になる場合は、2年あるいは3年の保存になることもあるため、検査要望について、基本的には検査を実施するまでの期間は保存しておき、検査終了後廃棄するものである。

ただし、同一人からの検査終了前と同じ要望内容については、保存期間が1年

未満の文書として整理しているものである。

なお、〇〇〇〇〇土地改良区に対する直近検査の終了は、平成〇〇年〇月である。

エ 検査指導課は平成17年4月の機構改革によりが新設され、土地改良区に関しては、組合員数300人以上の団体の検査のみを担当している。

平成16年度以前は、指導・監督、組合員数300人以上の団体の検査も含め、農林事務所が実施しており、検査結果等についても、指導・監督に検査内容が必要ということでそのまま保存されているため、保存文書は平成17年4月以降のものしかない。

オ 異議申立書は、1枚のみであり、一覧表（〇〇〇〇〇土地改良区組合員が県に提出した書類（H15～現在））の添付はなかった。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象保有個人情報について

(1) 実施機関である検査指導課は、本件対象保有個人情報として、上記「第4.1」のとおり、4件を特定し、全部開示を行っている。

一方、異議申立人は、開示されていない文書がある旨主張し、下記「2(6)」及び同「(7)」のとおり、当審査会あて、次の書類を提出している。

ア 口頭意見陳述の際に異議申立人が当審査会に提出した「別表1」の文書

イ 口頭意見陳述終了後その日に異議申立人が当審査会に提出した「別表2-1」「別表2-2」の文書リスト

ウ 平成22年10月19日付けで異議申立人が当審査会に提出した「別表3」の文書

なお、審議に際し、上記別表毎に「番号」を付し、その検証を行うこととする。

(2) 当審査会において、検査指導課に対し、上記「(1)」の文書に係り、本件処分時点における保有の有無の確認を行ったところ、「〇〇〇〇〇土地改良区への検査に関する請願、要望書、陳情書等の書類及びその回答書」（以下、「検査要望等書類」という。）について、本件処分において開示したものを除き、保有していないとのことであった。

(3) 異議申立人の異議申立書、意見書、口頭意見陳述、及び検査指導課の口頭理由説明からすると、当審査会としては、本件請求について、異議申立人は、連名も含み、異議申立人が県に提出した、検査要望等書類に係る保有個人情報の開示を求めているものと認定できる。

### 2 本件事案等の経緯について

本件事案等の経緯については、異議申立人の口頭意見陳述、検査指導課の口頭理由説明等によると、以下のとおりである。

(1) 平成21年10月1日、異議申立人は、「〇〇〇〇〇土地改良区について私が県

に提出した書類（H15～現在まで）」との内容で個人情報開示請求を行い、農山村整備課から、「別表2-1」の20件の文書の開示を受けた。

- (2) 平成21年10月22日、異議申立人は、本件請求を行い、上記「第4.1」の4件の文書の開示を受けた。
- (3) 平成21年10月23日、異議申立人は、「私が県にメールした、〇〇〇〇〇土地改良区に係る書類及び、回答した書類」との内容で個人情報開示請求を行った。  
異議申立人は、秘書課からの開示を受け、文書が不足していることを、検査指導課及び農山村整備課に指摘した。
- (4) 異議申立書の受理日は、農山村整備課の事案は、平成21年11月12日付け、検査指導課の本件事案は同年同月16日付けであり、同時に提出されたものではなく、本件事案に係る異議申立書に一覧表の添付は確認できなかった。
- (5) 平成22年1月5日、異議申立人は、検査指導課及び農山村整備課の両課職員同席のもと、「別表2-2」の17件の文書を閲覧した。  
なお、当該17件の文書は全て農山村整備課で保有されていた。
- (6) 平成22年10月18日、異議申立人は、当審査会あて、「別表1」の文書、及び「別表2-1」「別表2-2」の文書リストを提出した。
- (7) 平成22年10月19日、異議申立人は、当審査会あて、「別表3」の文書を提出した。

### 3 本件決定の妥当性等について

#### (1) 基本的な考え方について

ア 検査指導課における土地改良区に係る事務は、組合員数300人以上の土地改良区に係る土地改良法第132条第1項、及び同法第133条の規定による検査となっている。〇〇〇〇〇土地改良区は、組合員数300人以上の土地改良区である。

イ 当審査会において、上記「1(1)」の文書について見分し、当該土地改良区に関して、検査を求める内容を含むもの及び検査指導課・職員の氏名の記載があるものについて、確認を行ったところ、検査要望等書類のうち、本件請求に係り検査指導課が、保有個人情報として保有する必要性があると考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 「別表1」

番号「1」

(イ) 「別表2-1」

番号「2」、「3」、「4から7」、「10」、「13」及び「15から19」

また、番号「8」、「9」、「12」及び「14」の一部

(ウ) 「別表2-2」

番号「1」、「2」、「7」、「9から14」及び「16」

また、番号「3」、「6」の一部

- (エ) 「別表 3」  
番号「2」, 「3」, 「4②から4④」, 「5②」, 「6②」, 「6④」, 「7」, 「8①」, 「11①」, 「11②」, 「12」, 「16」, 「17」, 「28」及び「29」
- ウ 次に, 「本件請求に係り保有する必要性があると考えられる文書」と確認した各文書について, 文書の内容により次のとおり類型化を行い, 上記「1(2)」で, 検査指導課が保有していないと説明することについて, その合理性の検証を行うこととする。
- (ア) 類型 1 (「既に開示済みの文書」)  
「別表 2-1」中番号「2」, 並びに「別表 2-2」中番号「10」
- (イ) 類型 2 (「『知事への提言』に関する文書」)  
「別表 3」中番号「3」, 「4②から4④」, 「5②」及び「29」
- (ウ) 類型 3 (「平成 17 年 3 月 31 日以前の日付の文書」)  
「別表 2-1」中番号「18」及び「19」
- (エ) 類型 4 (「〇〇〇〇〇土地改良区に対する直近の検査前の日付で検査を要望する文書」)  
「別表 1」中番号「1」, 「別表 2-1」中番号「5から7」, 「10」, 「13」及び「15から17」, 「別表 2-2」中番号「1」, 「2」, 「7」, 「9」及び「11から14」, 並びに「別表 3」中番号「2」, 「6②」, 「6④」, 「7」, 「8①」, 「11①」, 「11②」, 「12」, 「16」, 「17」及び「28」  
また, 「別表 2-1」中番号「8」, 「9」, 「12」及び「14」, 並びに別表「2-2」中「3」及び「6」の一部
- (オ) 類型 5 (「〇〇〇〇〇土地改良区に対する直近の検査以後の日付で検査を要望する文書」)  
「別表 2-1」中番号「3」及び「4」, 並びに「別表 2-2」中番号「16」
- エ 公文書の保存・廃棄等については, 徳島県公文書管理規則(以下「文書規則」という。)及び徳島県文書規程(以下「文書規程」という。)に, その取扱いが定められていることから, 当該管理規則及び文書規程に照らし, 以下類型ごとに検証を行うこととする。

## (2) 類型ごとの検証について

### ア 類型 1

本件決定において開示された文書と同一のものであり, 開示されていないと主張する異議申立人の主張は採用できない。

### イ 類型 2

「知事への提言」は, 広く県民からの意見, 提言等を聴き, 県政に反映させるとともに, 県民の県政に対する理解と関心を深めるために行われている事業である。

当審査会としては, 通常, 回答案作成に当たっては, 担当課回答案を文書によ

り決裁を行い、保存するものと考えられるが、検査指導課において現に保有していないことからすると、本件決定においては、当該文書は存在しないといわざるを得ない。

#### ウ 類型3

検査指導課の説明によると、検査指導課（当時は検査金融課）は平成17年4月の機構改革により新設されたため、平成17年4月1日以降の文書のみが保存文書であるとのことである。平成17年3月31日以前は、組合員数300人以上の土地改良区の検査も含め、農林事務所（現在は総合県民局及び東部農林水産局）が実施しており、検査結果等については、指導・監督に必要ということで、農林事務所にそのまま保存されているとのことである。

以上のことから、当審査会としては、当該文書につき、検査指導課において現に保有していないことについては、格別不自然な点はないと考えられる。

#### エ 類型4

文書規則第6条別表において、公文書の保存期間の基準が定められており、「請願又は陳情に関する公文書」については、3年が基準とされている。異議申立人から提出された検査要望等書類は、これに該当するものと考えられる。

検査指導課の説明によると、「検査要望等書類は、検査終了までは保存しておき、検査終了後、廃棄する」及び「同一人からの検査終了前と同じ要望内容については、保存期間が1年未満の文書として整理している」という運用を行っている。

また、直近の当該土地改良区に対する検査終了は、平成〇〇年〇月であり、それ以前の検査要望等書類は保存していないと説明する。

文書規則第6条別表の基準は守るべきではあるものの、文書規則等によると、基準とは異なる保存期間を課長等の決定により定めることができるとされており、上記のとおり、検査指導課においては、同課課長が決定した保存期間に従って保存を行っていたと認められることから、検査指導課において当該文書を現に保有していないことについて、当審査会としては、格別不自然な点は認められないと考える。

なお、当審査会としては、一定種類の文書及び特定の個別文書について、文書規則第6条別表の基準よりも短期間の保存とする決定を行う場合には、かかる例外的取扱いについての課長等の決定内容を文書により明確にしておくことが望ましいと考える。

#### オ 類型5

(ア) 「別表2-1」中番号「3」の文書は、「平成21年7月17日付け公開質問書」とほぼ同じ内容の文書である。

検査指導課は、「同一人からの検査終了前と同じ要望内容については、保存期間が1年未満の文書として整理している」と説明している。当審査会としては、上記「エ」のとおり考えるものであり、現に保有していないことについて

は、格別不自然な点はないことから、妥当性を欠くとは認められないと考える。

- (イ) 「別表2-1」中番号「4」の文書は、検査指導課が本件決定において開示した「平成21年7月10日付け公開質問状に対する回答について」の質問書である。当審査会が確認したところ、回答作成に当たり、農山村整備課が立案し回議したものであり、農山村整備課で保存されているとのことである。

当審査会としては、確かに回答は、農山村整備課長と検査指導課長の連名でなされているため、上記説明は理解できなくもないが、通常、質問書に対する回答を作成するに当たり、保有しているのが合理的であると認められるものであり、保有していないのは適切なものではないと考えるものである。

- (ウ) 「別表2-2」中番号「16」の文書は、「同一人からの検査終了前と同じ要望内容については、保存期間が1年未満の文書として整理している」と検査指導課は説明しているが、当審査会としては、同一人からの検査終了前と同じ要望内容であるとは確認できないため、「検査終了後までは保存しておく」という、検査指導課における文書の取扱いを前提にすれば、保有しているのが合理的であると認められるものである。

### (3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、異議申立人が開示を求める検査要望等書類のうち、上記「(2)オ(イ)」及び同「(ウ)」の文書については、開示請求日時時点で「保有する必要性があると考えられる文書」と判断できるものであるなど、より適切な文書管理を行う必要があると考えるものの、検査指導課が現に当該文書を保有していないことから、当審査会としては、本件処分は妥当であるとせざるを得ない。

## 4 異議申立人のその他主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会は条例に基づき調査審議するものであり、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 5 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 2月15日	諮 問
3月15日	実施機関からの理由説明書を受理

5月17日	審 議 (第35回審査会)
6月23日	審 議 (第36回審査会)
7月14日	実施機関からの理由説明等の聴取, 審議 (第37回審査会)
8月19日	審 議 (第38回審査会)
9月16日	審 議 (第39回審査会)
10月18日	異議申立人からの口頭による意見陳述, 審議 (第40回審査会)
11月15日	審 議 (第41回審査会)
12月20日	実施機関からの理由説明等の聴取, 審議 (第42回審査会)
平成23年 1月17日	審 議 (第43回審査会)
2月 3日	審 議 (第44回審査会)
3月 9日	審 議 (第45回審査会)

別表 1

番号	年月日	文書名
1	平成18年2月7日	検査請求書

別表 2 - 1

番号	年月日	文書名
1	平成21年7月28日	措置命令要請書
2	平成21年7月17日	公開質問書
3	平成21年7月16日	公開質問書
4	平成21年5月29日	公開質問書
5	平成21年3月13日	上申書
6	平成21年3月6日	上申書
7	平成21年2月24日	嘆願書
8	平成19年10月10日	請願
9	平成19年8月7日	確認書
10	平成19年7月29日	協議書
11	平成19年6月25日	請願
12	平成19年7月9日	請願
13	平成19年6月11日	最終報告書及び確認書
14	平成19年2月6日	請願
15	平成18年7月11日	要請書
16	平成18年4月10日	被害届及び請願
17	平成18年2月15日	検査請求書及び陳情書
18	平成16年10月18日	抗議書
19	平成16年9月17日	検査請求書
20	平成16年7月30日	陳述書

別表 2 - 2

番号	年月日	文書名
1	平成19年5月11日	要望書
2	平成19年6月1日	報告書
3	平成19年7月11日	請願
4	平成19年7月10日	請願
5	平成19年11月22日	協議書
6	平成19年11月9日	意見書
7	平成20年8月22日	要望書
8	平成20年9月1日	理由書
9	平成20年9月7日	要望書
10	平成20年11月18日	要望書
11	平成21年3月5日	質問書
12	平成21年1月30日	協議書
13	平成21年3月6日	質問書
14	平成21年3月13日	協議書
15	平成21年3月24日	上申書
16	平成21年10月7日	要望書
17	平成21年3月27日	上申書

別表 3

番号	年月日	文書名
1		〇〇〇〇〇土地改良区組合員が県に提出した書類 (H15～現在)
2	平成18年2月9日	検査請求書
3	平成19年5月24日	①平成19. 5. 11付け「知事への提言」の回答について (伺い)
		②案
		③平成19年5月11日付け知事への提言
		④平成19年5月11日付け知事への提言
4	平成19年6月21日	①「知事への提言」で寄せられたご意見等への対応について
		②案
		③平成19年5月11日付け知事への提言
		④平成19年5月11日付け知事への提言
5	平成19年6月12日	①個人情報開示決定通知書
		②平成19年6月3日付け知事への提言
6	平成19年6月15日	①個人情報開示決定通知書
		②平成19年6月11日付け最終報告書
		③平成19年6月15日付け個人情報開示決定通知書, 収納通知書及び領収証
		④平成19年6月11日付け確認書
		⑤平成19年6月13日付け決定書及び平成19年5月22日付け異議申立書
7	平成19年7月29日	協議書
8	平成19年10月9日	①異議申立書
		②平成19年9月20日付け 〇〇〇〇〇土地改良区から特定人あて文書
		③平成19年10月10日付け個人情報開示決定通知書
		④平成19年9月21日付け車両への張り紙について (報告)
9	平成19年11月22日	①協議書
		②平成18年10月28日付け国営附帯県営農地防災事業説明会の開催
		③平成18年11月7日付け開示請求
10	平成20年8月25日	要望書

番号	年月日	文書名
11	平成21年3月13日	①上申書
		②上申書
	平成21年3月12日	③通報に対する調査結果について（通知）
		④通報に対する調査結果について（通知）
	平成21年3月16日	⑤通報に対する調査結果について（通知）
12	平成19年10月10日	請願
13		注意書き
14		公共事業用資産の買取り等の申出証明書
15		図面
16		共同供託署名
17		土地改良法に基づく請願
18		領収証
19		異議申立人あての封筒
20		未納金のお知らせ，賦課金通知書，収納通知書，領収証
21	平成19年8月16日	異議申立書
22	平成19年9月20日	〇〇〇〇〇土地改良区から特定人あて文書
23	平成19年9月20日	〇〇〇〇〇土地改良区から特定人あて文書
24		公共事業用資産の買取り等の申出証明書
25		図面
26	平成19年8月21日	個人情報部分開示決定通知書
27	平成19年8月20日	個人情報開示請求に係る，部分開示決定について
28	平成19年8月7日	確認書
29	平成19年8月7日	平成19年8月7日付け知事への提言
30	平成19年11月14日	領収書
31	平成19年6月25日	平成19年度土地改良区等検査計画について
32		平成19年度土地改良区等検査計画
33	平成19年8月6日	土地改良区等の検査の実施について
34	平成19年8月6日	土地改良区の検査の実施について
35		平成19年度土地改良区検査事前提出資料
36	平成19年11月6日	旅行命令簿兼旅費請求書
37	平成19年11月6日	旅行命令簿兼旅費請求書
38	平成19年11月6日	旅行命令簿兼旅費請求書
39	平成19年11月13日	個人情報部分開示決定通知書

番号	年月日	文書名
40	平成19年11月13日	公文書公開決定通知書
41		異議申立人あての封筒
42	平成19年11月13日	公文書部分公開決定通知書
43		異議申立人あての封筒